国際研究論叢　31（2）：255 ～ 273, 2017

研究ノート

部落解放同盟の社会福祉政策の考察

藤　田　　了*

A Study of Social Welfare Policy in Buraku Liberation League

Ryo Fujita*

キーワード
部落解放同盟、人権、社会福祉政策

Key words
Buraku Liberation League、human rights、Social Welfare Policy

Ⅰ．はじめに

学校などの教育機関において、人権教育について学ぶことは、私たち一人ひとりが安全で安心して生活を送るために、非常に重要な教育活動といえる。一方で、社会に根強く残存するさまざまな人権侵害もある。

本研究は、国内の人権運動団体の中でも有力な部落解放同盟の社会福祉政策に焦点を当て、その動向と特徴について考察し、人権をめぐるさまざまな課題を見出す一助となることを目的とする。2000 年から 2015 年までの部落解放同盟の機関紙やホームページを主たる研究手段とする文献研究である。

Ⅱ．部落解放同盟とは

2011 年 3 月 4 日の第 68 回全国大会で決定された「部落解放同盟綱領」によれば、「部落解放同盟は、部落民とすべての人びとを部落差別から完全に解放し、もって人権確立社会の実現を目的とする。部落解放同盟は、目的実現のために結集する部落民を核とする大衆運動団体であり、水平社宣言に謳い上げられた『人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団運動』である」とされている。

部落解放運動は「部落差別の不当性を糾弾し、排除なき社会参加をかちとり、差別・被差別の関係を克服していく社会連帯を実現する運動である」とし、部落解放同盟は「差別を生み出し支える社会的背景を根本から改革していく闘いを推しすすめる。さまざまな差別の複合性や共通性に立脚し、あらゆる差別を許さない社会意識と社会構造をつくりだし、

＊ふじた　りょう：大阪国際大学人間科学部講師〈2017. 9. 22 受理〉

差別から自由な人間変革をかちとることによって、差別・被差別の壁を乗り越えた国内外の社会連帯と協働の力で部落解放の実現をめざす」と謳っている。

Ⅲ．活動方針と主張・声明・要請にみる現状認識と社会福祉政策

部落解放同盟の年度ごとの運動方針や主張・声明・要請についての 2000 年から 2015 年までのものの中から、社会福祉に関する現状認識と政策を抽出してみると以下のようになる（一部要約、また該当箇所抽出のため番号等は連続していない）。

（1）社会福祉の現状に対する認識と運動方針

1）2000 年部落解放同盟第 57 回全国大会／一般運動方針　第Ⅰ部　基調

二　部落のおかれている現状と差別の特徴

3　すすむ青年層の流出と多い高齢・母子・父子・生活保護世帯

②高齢者世帯 18.1%（国民生活基礎調査 11.8%）、母子世帯 2.2%（1.2%）、父子世帯 0.5%（0.2%）と、困難な諸課題をかかえた世帯が部落に多いことがわかる。

③「生活保護世帯と住民税非課税世帯」が部落で 25.8%（国民生活基礎調査 15.9%）と高く、「住民税均等割課税世帯」も 13.7%（4.4%）と高く、経済的に不安定な世帯が多い状況が、依然として改善されていない。

三　21 世紀を前にした大会の意義と任務

3　今大会の意義と任務

⑥少子・高齢化社会の到来をふまえた同盟組織への転換である。部落でも、急速に少子化が進行してきている。このため、子ども会活動、保育所や児童館（青少年会館）活動のあり方を見直し、子育て支援の充実にとりくんでいく。高齢化については、部落では周辺地域よりも速く進行してきている。介護保険の導入という新たな局面をふまえ、相談活動を充実させ、部落の高齢者の実態をしっかりとふまえた対応を関係方面に求めていくとりくみを強化していく。

2）2001 年部落解放同盟第 58 回全国大会／一般運動方針基調

二　部落のおかれている現状と差別の特徴

4　すすむ青年層の流出と多い高齢・母子・父子・生活保護世帯

①部落の住環境の改善はすすんできたが、さまざまな理由により、生活状況に多くの課題が存在している。都市部落では画一的で狭小な公営住宅が多いこと、農村部落では就労先が少ないため青年層の流出がいちじるしく、部落の活力を損なわせている。それは年齢構成をみると、「20 ～ 34 歳」が部落の場合 17.3%（国勢調査にもとづく推計人口 21.0%）と、少ないことにはっきりとあらわれている。

3）2003 年部落解放同盟第 60 回全国大会／一般運動方針基調

三　部落解放運動の新たな総合的展開をめざす今大会の意義と任務

2　反人権主義・新国権主義とのゆるぎない闘い

①新たな部落解放運動を推進していくうえで、避けて通ることができないのが、今日急速に台頭してきている反人権主義・新国権主義との対決という問題である。

部落解放運動は、80 有余年の差別撤廃への闘いを通じて、日本の人権政策確立への大き

な礎を築いてきました。「同和」行政では、いくつかの反省点をもちつつも、人権行政としての先進的な役割を果たし、「住民参加」「住民自治」という人権行政の根幹をなす「行政と住民のパートナーシップ」の原則を育ててきた。とりわけ、福祉分野では、「治安の福祉」「措置の福祉」から「人権の福祉」へと政府として基礎構造改革をおこなわせていくうえで、重要な一翼を担ってきた。

4　相談活動から人間的・経済的自立への生活と仕事を創り出す闘い

③今後の部落問題解決の重要課題である生活・福祉課題や仕事・産業課題、教育・保育課題についても、従来の成果をそこなうことなくさらに発展させていくための一般施策の活用方策を確立するという厳しい行政責任の追及をおこなうことがまず必要である。同時に、私たち自身も一人ひとりが「何ができるのか」「何をなすべきか」という自立･自己実現への自助努力を最大限におこなっていく必要がある。厳しい経済不況と「法」失効という事態は、「誰かがやってくれる」「誰かにやってもらう」ことではなく、「みずからの力で生活を守り仕事を創り出す」ことが緊急の課題であることを示している。これらのとりくみは、「セーフティネット」「ソーシャル･インクルージョン」や「エンパワメント」といったキーワードにもとづく「新たな社会づくり」につながっていくとりくみであるといえる。すでに、先進的なとりくみははじまっている。高知での介護保険事業やグループホーム事業への参入、大阪・京都・兵庫での社会福祉法人やＮＰＯ法人を核にした福祉・教育・労働分野での事業開拓など、みずからの力で新規事業を創り出し、仕事と生活を守っていくとりくみが力強くすすめられており、各地でも同様のとりくみが動きはじめている。

4）「解放新聞」主張（2006.12.18- 第 2299 号）「福祉の後退許さず、部落の生活対策を強化していこう」

1　都市部の部落では、「高学歴自立･自活層」といわれる人たちの部落外流出にくらべて、一人暮らし高齢者や母子家庭など、「社会的困難」を抱えた階層の部落内流入、いわゆる「困難の一方通行現象」という深刻な人口移動が大きな課題であることが報告されている。一方、郡部では、差別の結果もあって急激な「過疎」が近隣と比べて極端に進行している。いずれにせよ部落問題はその地域のもつ社会的矛盾を集約・先鋭化させていることに何ら変わりはなく、「不幸は一番先や」といわれる現実から今こそ「福祉運動」は逃げてはいけないのだとあらためて確認させられた。

2　福祉の現実からみる今日の「部落問題」とは、これまでの「歴史的・文化的」という視点を背景にもちながらも、その地域、その行政の社会的矛盾の集約することへのアプローチの問題であり、多問題を磁石のように吸い寄せ複雑化し今日もなお再生産し続ける重大な社会問題であるということを忘れてはいけない。それは別言すれば、これまで私たち自身もいってきた「一般施策を活用して部落問題を解決する」というスタンスではすでになく、傲慢と取られるかも知れないが、むしろ「部落で実現可能・成果があった制度こそ一般対策として実現されるべき」という私たち側の自信と責任を提案することでないのかと思う。だからこそ「部落だけ」「特定の地域だけ」といった要求を排し、たった一人の課題を政策に出来る力を運動はもたねばならない。そのためにも、たんなる反対や「行政責任追及」という空文句だけでは決して展望はひらけないことを自覚し、それぞれが地域

の「たった一人」のニーズや課題に依拠しながら、現行の事業からスタートできる具体的な地域福祉事業を、行政任せでない実践として積み重ねること。また「市民の課題」の解決に向けた多くの人たちとの共同の事業として創造することなどを通じた試行錯誤に、果敢に挑戦することが求められている。

3　部落には差別に苦しめられた悲惨な歴史や、それと闘ってきた誇るべき経験が存在する。だからこそ私たちは部落民としてのアイデンティティで「福祉」や「まちづくり」に参加したいと願ってきたし、それがあるからこそ「まち」は豊かになれると確信している。また、部落にはこれまでの特別対策でかちとってきた隣保館をはじめ多くの地域財産が存在し、これらの施設を有効に活用しながら、社会問題に挑戦できる、部落を「核」とした新しい「つながり」の再構築を今こそめざさねばならない。そのためにも、隣保館での相談事業を柱にしながら､「たった一人にあらわれる社会の矛盾」にしっかりと着目するという運動がもっとも大事にしてきた「原点」を忘れることなく、地域福祉の実践に地道にとりくもう。

5）「解放新聞」主張（2008.09.01- 第 2385 号）「第 16 回中央福祉学校で方向を確認し人権のまちをつくろう 」

1　介護保険制度の見直し論議、障害者支援費制度の動向、生活保護制度のあり方論議、地域福祉計画策定の進展動向など、財源不足を理由とした三位一体改革論議のなかで社会保障費を大幅縮小するという方向での福祉をめぐる大きな変化がはじまっている状況を指摘してきた。そしてこの事態を踏まえながら、たんなる反対姿勢からの批判に終始することなく、具体的な実態把握にもとづいた問題解決への積極的な政策提案をおこなうことを基本姿勢として､「隣保館活動を核に福祉で人権のまちづくりを！」を基本方向として打ち出した。

4　第 65 回全国大会で提示した「社会的セーフティネット構想」は、反差別･反貧困の立場から格差社会・差別構造に切り込んでいこうとするものである。生活保護制度、年金医療制度、最低賃金制度のあり方、さらに就学支援制度や納税制度のあり方は、その重要課題であり、中央福祉学校のなかでも継続して掘り下げ具体化させていかなければならない。

6）2009 年度（第 66 期）一般運動方針　第Ⅰ部　基調方針

二 「部落解放運動の再生に向けた基本課題」

2　地域実践にもとづく「再生・改革」運動を内実化する課題

②「隣保館・集会所等の有効適正活用問題」などは、すでに提起している基本対応の方針にしたがって早急に解決しなければならない。

⑤周辺住民や団体とともにまちづくり委員会やＮＰＯ法人を立ち上げて福祉・教育課題などで協働の活動を広げているところ、隣保館を地域福祉やまちづくりの拠点施設として効果的運用をおこなっている。

3　仕事・生活・教育分野を中心に社会の平等と安心を創り出す課題

⑨部落問題解決にとって重要な課題である仕事・生活・教育、さらには医療・年金の分野での実態把握と要求の集約を急ぐ必要がある。

⑩緊急雇用対策や失業保険の受給条件緩和、生活支援資金の拡充、無保険者の子ども医療保険の確保、就学支援体制の問題などに対応していくことが喫緊の課題である。

7）「解放新聞」主張（2010.09.13- 第 2485 号）「各地域・大衆に密着した生活・福祉・仕事の課題を運動の中心に据え、部落内外のつながりを強めよう」

3　部落解放運動が胸を張って誇れる闘いは、生活保護受給額の男女格差撤廃の闘い、など、だれもが認める多くの社会的・歴史的成果がある。それは、部落問題解決の仕組みを、困難を抱えるすべての人の問題解決への仕組みとして押し出していったという誇るべきとりくみであったことを想起すべきである。現在の格差社会是正のとりくみの中で打ち出されるさまざまな政策をみると、これまで部落解放運動がとりくんできた多くの生活密着課題へのとりくみが、今日の格差社会日疋正への先駆的とりくみとしてあったのだという自信をもってよいのである。現在、国策として提起されている子ども手当の問題、農業従事者への支援、高校授業料の無償化の問題などはその事例である。従来のように地区限定の特別対策の手法として要求するのではなく、社会的な要求として押し出す手法を整えるということに知恵と工夫を傾けさえすれば、まさに部落解放運動はその闘いの経験と実績を持っていることを自覚すべきである。その「知恵と工夫」が、自助・共助・公助の仕組みを作り出そうということである。特措法がなくなったから、さまざまな要求課題が実現できないという思い込みは間違いである。日常生活の中で抱える諸要求は、今日的な政策課題と結びつけながら実現していくとりくみを、部落解放同盟が地域の先頭に立っておこなうことが今こそ重要である。

4　今後の社会保障制度のあり方にかかわって、社会参加と就労支援という視点をその基本に据えて制度設計をしていくという方向性を学びつつ、現実的な生活・福祉・仕事の課題をどのようにつかみだしていくかという議論を深めていきたい。さらに、地域の社会的資源としてかちとってきた「隣保館」などの公的施設についても、廃館や施設目的の変更などという時流に屈することなく、新たな地域福祉運動や就労支援・教育運動の拠点施設として生き残らせていく現実的方途を確認し、実践していくことが喫緊の課題として突きつけられている。それはとりもなおさず、現在の部落解放運動がかかえている部落大衆の日常生活からの遊離状況を具体的に克服していく課題の模索でもある。地域での日常生活課題に密着しながら、地域就労支援運動、地域福祉運動、地域教育運動の再構築を通じて、部落解放運動のめざす差別撤廃・人権確立の中身をつくりだし、部落内外の協働の力を結集して、参議院選挙の敗北を乗り越え、全国の各地域から部落解放運動の再生を 1 日も早く実現していく。

（2）高齢者福祉

1）「解放新聞」主張（2000.8.28- 第 1983 号）「生活対策の課題を明らかにし各部落で新しい闘いの展開を」

1　「自己選択」をセールスポイントにした介護保険制度が実施されて 5 ヶ月が経過した。社会福祉制度全体の抜本的改革の第一歩として、華々しく登場した保険制度はしっかりと部落に定着したのだろうか。いっこうに解消されない特別養護老人ホームの待機者問題や、「24 時間」に踏み切れない市町村の在宅サービス。サービス提供事業所の不足から、

選べない「選択」になっている制度矛盾。利用者の希望や部落の現実を理解しないケアマネジャー。利用料の１割負担の重荷から、サービス利用を手控える高齢者がでているなど、各都府県連のとりくみからは、けっして順風満帆でない厳しい現実が報告されている。また、大阪ではケアマネジャーの講習会で講師が、精神障害者への差別発言をするなど、福祉施設での人権の質が問われた５ヶ月間でもあった。

２　このような状況の中で、保険料徴収が 10 月から実施される。２兆円という財政支出は遅れた介護基盤整備にはまわらず、一部政党の選挙目的の道具に使われ、「家族介護は美風」といった発言まで飛びだした。この半年間は多くの高齢者にとって「痛み」のともなわない他人事のような静かな制度改革であったかも知れない。しかし 10 月からは 40 歳以上のすべての人が被保険者として「保険料」を徴収される。いよいよ「保険あって、介護サービスなし」の待ったなしの現実が直面している。こんな現実の前に、部落の高齢者は本当に大丈夫なのだろうか。保険料支払いへの準備や心構えはできているのだろうか。「医療保険の無保険」や「無年金」を生みだした、かつての苦い経験は生かされるのか。一般制度が部落を素通りしない仕組みをわれわれはしっかりとつくれたのか。「支払いの秋」を前に、あらためて各地域でのていねいなとりくみが求められている。

３「行政の責務」について、介護保険制度は保険料徴収の見返りに、必要なサービスを給付するという保険者（市町村）と被保険者（当事者）との契約で成り立っている。いいかえれば、高齢者は自分の認定された介護度に応じた介護サービスを利用する権利をもっており、保険者である市町村はそれに応じた介護サービスを給付する責任（義務）が生じる。われわれはこの市町村の責任を厳しく求めながらも、運動の役割を明確にして市民全体の制度改革につなげる知恵をひねり出さねばならない。そのキーワードの１つが「隣保館」である。保険料の徴収は間違いなく相談や苦情を増加させる。たんに機械的に相談の整理をするだけでなく、このさまざまな相談のなかから、隠された介護ニーズを発見し、専門的な介護相談につなぐきめ細かい相談体制が求められる。「かけがえのないたった一人の差別の現実」を社会の矛盾に昇華することのできる鋭い感性が市町村や運動に求められているのである。だからこそ、長年にわたり部落の生活改善にとりくんできた隣保館の役割が大きくクローズアップされるのである。だれがどんなことで困っているのか、保険の申請漏れはないのか。当事者や家族がきちんと自分の生活を伝えられるような、丁寧な要介護認定がされているのか。サービス提供機関との連携が図れているのかなど、「申請主義」でない課題解決の仕組みを隣保館に創りあげなければならない。厚生省の「継続的相談援助事業」などを活用して、部落だけにとどまらず校区を意識した「福祉と人権のまちづくり」をすすめる拠点施設として、隣保館の役割を問い直す必要がある。

４「保険がすべてではない」ということについて、保険だけが高齢者の介護を支えるのではけっしてない。高齢者サービスの重要な柱である、外出支援のサービスや食事サービスは保険にはふくまれておらず、保険はあくまでも介護の一領域をカバーするにしかすぎない。24 時間 365 日の在宅介護を支えるにためには、保険外の公的サービスと地域のコミュニティによる支援を組み合わせた、「地域の福祉力」ともいえるトータルな支援体制を創りあげなければならない。また、介護だけでない「生きがい」「社会参加」といった自立

支援の課題も、高齢者の生活ニーズには大きく、いくつかの地域で「高齢者事業団」というような就労的生きがいづくりがすすんでいる。部落の高齢者のもつこれらニーズを的確に把握し、必要な保険外サービスや自立支援の諸施策を行政に求める要求闘争を強化すると同時に、隣保館の地域福祉事業などを活用した、ミニデイサービスや配食サービスなどのボランタリーな市民運動に、われわれが先頭をきってとりくむことが求められている。

5　福祉での部落問題解決とは、今日の福祉が到達した最善の理念や施策を部落で具体化、発展させていくということであり、それはすなわち、部落での「福祉と人権」の街づくりに他ならない。高齢者が一人の人間として自己実現し、生きがいをもって暮らし、部落内外を問わず豊かな人間関係を築けるような施策や街づくりが求められている。いうならば、われわれ自身による「自治の創造」にどうとりくむのかが問われているのである。

福祉制度の激変は、一方で人権や部落差別解決のしくみを位置づける絶好のチャンスでもある。行政と住民の「ありよう」を具体化し、「長生きして良かった」「部落に生まれて良かった」「この街で過ごして良かった」といえる地域社会実現のため、この千載一遇のチャンスをわれわれはどんなことがあっても逃がしてはならない。「支払いの秋」を機に、高齢者の生きがいや就労といった自立支援をどう展開していくのか、保険対象外事業の整備など総合的な介護システムをどう発展させるのか、在宅福祉の最大の基盤整備である「住宅」政策をどう発展させるのかなど、第3期の部落解放運動の実践が求められている。

（3）児童福祉

1）「解放新聞」主張（2009.11.16- 第2444号）「解放保育運動の実践の積み重ねを　人権保育運動として進化・発展を」

1　本年は「子どもの権利条約」が国連総会で採択されて20周年、日本が加入して15周年にあたる。18歳以下のすべての「子どもの最善の利益」を保障しようとするこの条約の精神は、私たちが求めるものと一致し、いわば人権確立の歴史の到達点を現す。この節目の年に、全国解放保育研究集会は、名称を全国人権保育研究集会とあらため、新たなスタートを切る。歴史的な政権交代が実現した年でもある。好機ととらえ、この間強行されている「保育の市場化」に歯止めをかけ、「皆保育」の理念を全国に確立する節目の年となるよう、ともにとりくみをすすめることが求められる。この間、白公政権が推しすすめた政策で、社会的格差と貧困が拡大している。部落でも、「特別措置法」終了などで変化がおきている。旧同和保育所でも、今日、部落の子どもが少数になっているところが多く、経験したことのない現実があらわれている。

2　解放保育運動は、被差別部落の子どもや親の実態から出発した。差別を見抜き、差別を許さない子どもに育ってほしいという願いから、具体的には、子どもの生きる権利として、その成長を保障するとりくみをすすめてきた。そのとりくみは、1人ひとりの子どもたちと、親の生活・地域の課題へとつながり、地域ぐるみの子育てとして、たしかに位置づけてきた。しかし一方、今日の子どもをとりまく環境をみたとき、子どもの生きる権利を奪うような事件や、虐待の問題など、深刻な社会状況のなか、1人ひとりを認め、支え合い、ともに豊かに生きるという価値観は失われつつある。そして差別意識を温存、助長する社会の体質はいまだ変わっていない。そのような社会のなか、部落の子どもが在籍

する保育所だけで反差別の保育をすすめ、差別に怒りをもち、生きる力を積みあげたとしても、差別問題はいつになっても解決しない。差別の問題は差別を受ける側のとりくみとともに、差別をする側におかれている人びとへのとりくみも重要であり、すべての地域で解放保育が必要だ。また、部落差別だけではなく、身近にあるさまざまな差別に気づき、差別を見抜き、うちかつ力を育てるとともに、すべての子どもに差別を許さない人権を尊重する価値観を育てることが大切だ。しかも、子どもの保育や教育にお金をかけてこなかった日本は、いま大きな反省をふまえ、新たな段階を迎えようとしている。このような状況のなか、解放保育が大切にしてきた「人権を大切にする心を育てる保育（教育）」は、その果たすべき役割がますます大きくなっている。

２）「解放新聞」主張（2009.11.30- 第 2446 号）「人権教育を基盤に、子どもの権利保障をすすめよう」

鳩山新政権は、「公立高校授業料の実質無償化」「高等教育の漸進的無償化の導入」「子ども手当ての創設」など、教育機会の保障に向けた政策を公約に掲げて発足した。わが同盟としても、教育機会の保障を基調とする教育理念や、こうした政策の導入には賛同するところであり、大いに歓迎するものである。自民政権下では、日本社会が成熟社会になりつつあり、子どもや親自身、そして社会構造自体も大きく変貌してきたにもかかわらず、子どもや家庭支援のあり方は旧態依然としたままであった。それどころか、就学援助の改悪や母子加算の廃止に代表されるように、社会的、経済的、政治的にも「子ども」や「子どもの問題」の位置づけを大きく低下させてきたことが根本的な問題であり、いまこそ大胆な政策転換が求められている。

３）「解放新聞」主張（2010.11.08- 第 2493 号）「人権保育研究集会を成功させ実践・現実の集積で保育運動を豊富化させよう」

１　自公政権がおしすすめてきた政策は、社会的格差と貧困を拡大し、固定化しつつある。部落内でも例外ではない。青年が部落から流出する傾向が強く、コミュニティバランスが崩壊している地域も増えている。その流れなどで、旧同和保育所も部落の子どもが少数になっているところも多くみられる。こうした現実を直視し、これまで積みあげてきた経験を、すべての子どもの育ちをみんなで豊かに支えていく人権保育運動として、深化・発展させていく集会としなければならない。同時に、そのような現実を把握し、「皆保育」の理念を柱とした要求を政府両与党に提案していく集会としなければならない。

２　解放保育運動は、被差別部落の子どもや親の実態から出発した。差別に負けず、差別を見抜き・許さない子どもに育ってほしいという願いから、さまざまなとりくみをすすめてきた。そのとりくみは、１人ひとりの子どもたちと、親の生活・地域の課題へとつながり、地域ぐるみの子育てとして、たしかに位置づいた。しかし一方、児童虐待や想像しがたい殺傷事件など、高度情報化社会と個人主義社会のひずみは、社会的・肉体的に弱い立場にある子どもへと押し寄せている。また、物的飽和状態にある日本社会は、子ども自身の苦労や我慢の経験を奪い去り、解放保育がめざすべきものと逆行する潮流も生み出している。認め合い、支え合うという価値観が乏しくなりやすい社会状況がある。こういった状況のもと、旧同和保育所だけで解放保育運動をすすめ、差別に怒りをもち、生きる力

を積みあげたとしても、差別問題は解決しない。人権や差別の問題はすべての地域で必要だ。なぜならば、だれしもが、加害者や被害者になる可能性を秘めているからだ。部落差別をしなくとも、他の差別を自覚のないままにおこなっているケースは多くある。また、差別を許さない人権尊重の価値観を育てることも不可欠だ。格差が拡大し、固定化されつつあるなかで、解放保育が大切にしてきた「人権を大切にする心を育てる保育（教育）」はますます重要であるということを共有できる場としたい。

４）「解放新聞」主張（2011.10.31- 第 2541 号）「解放・人権保育運動を「人権のまちづくり」運動の柱に　第 34 回全人保で理論と実践を戦わせよう」

１　少子化や子どもの貧困などが大きな社会問題となり、問題解決へ向けた政策が現政権で実行されつつある。一方、東日本大震災や台風災害、福島原子力発電所の事故により、少子化対策などの財源確保がむずかしい状況も生まれている。WHO（世界保健機構）の昨年５月発表によると、2010 年の日本の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）は、1.39 で微増しているものの、少子化に歯止めがかかったとはいいがたい状況だ。また、児童虐待は５万５千件をこえ、前年より１万件以上も増える事態となっている。子どもの貧困率も非常に高い状況を推移していると思われる。これらの実態は日本で子どもや子育てにたずさわる人たちにとって非常に厳しい状況であり、出産や子育てと仕事の両立を可能とする社会環境整備の必要性を説いている。

（４）障がい者福祉

１）2007 年度（第 64 期）一般運動方針　第Ⅰ部　基調方針（３）危機的状況における部落解放運動再生への道

４　部落解放運動再生への課題と展望（創りなおす気概からの再生）

③第 64 期の主要なとりくみ課題

差別糾弾闘争をすすめる部落解放同盟として、率直に自己批判しなければならない問題がある。それは、「全国大会方針書」（01 年～ 05 年）や「あいつぐ差別事件」（04 年度･05 年度版）で、精神障害者にたいする差別記載をおこなったことである。この差別記載にたいして、「精神障害者にたいする差別的記載に関する謝罪と見解」を関係者に提出･公表してきた。私たちは、あらためて部落差別にたいする闘いだけでなく、あらゆる差別にたいする鋭敏な感性をもって対応しなければ、本当の意味での反差別運動を闘うことはできないことを肝に銘じておくべきである。今後、「謝罪と見解」を具体化していくとりくみを通じて、精神障害者差別撤廃のとりくみを深めていく。

２）2013 年度（第 70 期）一般運動方針　第Ⅰ部　基調方針

一　部落解放運動をめぐる情勢の特徴

３　人権と環境をめぐる情勢

④「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として「障害者基本法」「障害者自立支援法」が改正された。さらに今年は「障害者差別禁止法」制定に向けて、２年をかけた議論によってとりまとめられた「差別禁止部会の意見」をふまえた法案が準備されている。この法律はどのような行為が差別にあたるのかというものさしを示し、社会の最低限のルールを定めるものである。障がい者だけの闘いとせず、あらゆる差別に反対する

人びとの運動として、厳しい情勢にはありますが、協働のとりくみをすすめていかなければならない。

3）2015 年度（第 72 期）一般運動方針案　第Ⅰ部　基調方針

一　部落解放運動をめぐる情勢の特徴

3　人権と環境をめぐる情勢

⑦昨年 6 月に成立し、2016 年から施行されるのが「障害者差別解消法」である。差別を解消するためには、法の趣旨や目的を実質化するためにも、より障がい者の権利を推進する自治体の先進的な条例の制定が必要である。とくに「地域協議会」の設置など、今後の人権救済機関創設につながるものでもあり、政府、自治体にこうしたことを求めていくことが重要である。

（5）生活保護・反貧困

1）2006 年度（第 63 期）一般運動方針

三　今大会の意義と任務

2　憲法改悪の危険な政治動向と対峙し、総合的な「人権の法制度」確立への課題

①憲法・「教育基本法」問題への「反差別・人権」の視点からの基本対応

部落解放運動が、憲法を拠り所にしながら、教科書無償化や奨学金制度の改革、最低賃金制度や生活保護制度の改革などを通じて、憲法の内容を具体化・実質化させていくとりくみをすすめてきた成果を憲法論議に反映させつつ、基本的人権条項を中心に発展・充実させていく姿勢も重要である。とくに、憲法第 13 条（個人の尊重と幸福追求権）・第 14 条（平等権）を原点にしながら、結婚の自由と男女平等（第 24 条）、生存権（第 25 条）、教育権（第 26 条）、勤労権（第 27 条）など、一つひとつの関連条項を深めていく議論が必要である。同時にこれからの議論を通じて、マイノリティの視点から年金制度、生保制度、最賃制度などを中心にして「社会的セーフティネット」の具体的な基準づくりの検討をおこなっていくことも求められている。「憲法問題に関する中間報告」（国民投票法問題をふくめて）は、以上のような基本対応を中心にしてまとめていますが、今後さらにこの内容を深め、充実させていく議論を継続するとともに憲法改悪策動にたいする積極的発信と行動を展開していく。

4　差別実態に即した行政闘争の強化と日常活動としての「人権のまちづくり」運動の活性化への課題

②既存の制度・施策への依拠から差別実態に即した行政闘争の強化

とりわけ、部落問題解決への重要な課題である仕事、福祉、教育、住環境などの分野からのとりくみを真剣に追求することです。仕事の分野では、非正規雇用労働者（パート）が就労人口の 3 割を占めるという状況や若年層のニート問題は、以前の部落がおかれていた臨時工、社外工の状態が一般化してきていることを示しており、部落内外の協働の地域就労支援のとりくみが必要である。同様な視点から、受益者負担を軸とする介護保険の大幅な見直しが実施される福祉分野、公立小中学校での就学援助受給率の急激な増加が見られる教育分野、「公営住宅法」の改正にともなう家賃や運営管理に大きな変化が出てくる住環境分野などでの意識的なとりくみが重要である。

２）「解放新聞」主張（2006.08.28- 第 2283 号）「社会的セーフティネット構築に向け福祉の総合政策の確立をめざそう」

３　部落解放運動は、差別を拡大する格差社会の危険なあり様にたいして、今何をなすべきなのか。一つは、個個の差別事件を大事にあつかい、社会的背景を十分に分析した糾弾要綱にもとづく糾弾闘争を社会性・公開性・説得性をもって粘り強く闘い、差別の不当性や人権社会の確立にたいする幅広い社会的共感をかちとることである。もう一つは、社会的セーフティネットの基準作りと制度構築をおこない、すべての人が安心して安全に暮らせる社会に造り替えることである。部落解放運動は、競争一般や格差そのものを全否定しているわけではない。個個人の多様な個性･能力や努力のあり様からして「競争」や「格差」は生じざるを得ない。しかし、それらの「競争」や「格差」は、憲法第 25 条でうたわれているように、すべての人が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されていることが前提にされなければならない。そのことが社会の安心と安全を担保し、差別を抑止・防止していくことにもなる。社会的セーフティネットの基準作りのとりくみは、生存権（第 25 条）や平等権（第 14 条）・幸福追求権（第 13 条）などの権利を具体化していくことである。中央本部段階では、「社会的セーフティネット作業部会」を第 63 期の重要なとりくみとして立ち上げて、現在準備作業をすすめているところであるが、「最低賃金制度」「生活保護制度」「年金・医療制度」などの問題が不可分で重要な論議の柱になってくると考えられる。この作業部会の動向への関心を喚起しておきたい。

３）2007 年度（第 64 期）一般運動方針　第Ⅰ部　基調方針（３）危機的状況における部落解放運動再生への道

４　部落解放運動再生への課題と展望（創りなおす気概からの再生）

①部落解放運動の歴史的役割と社会的貢献への再認識

「生活保護費の男女格差是正の闘い」（80 年代）は、部落差別の実態に即した生活保護制度改善のとりくみのなかから、生活保護の受給額に男女格差が存在することは女性差別であるとして男女同額をかちとり、生活保護世帯の女性や母子家庭に福音をもたらせた。

４）「解放新聞」主張（2007.09.10- 第 2335 号）「人権の核心は生存権と人間の尊厳」中央福祉学校で具体的に深めよう

１　市場原理の競争主義にもとづく「格差拡大」社会の今日的状況は、一握りの富裕層と圧倒的多数の貧困層をつくりだし、「弱者切り捨て」を自己責任･自助努力論によって正当化するという社会的風潮をかもし出している。この社会的風潮のしわ寄せは部落をふくむマイノリティの生活と生存権を脅かしている。

５）2008 年度（第 65 期）一般運動方針　第Ⅰ部　基調方針

三　今年度の重点とりくみ課題

３　反差別の視点から「人権の法制度」確立をめざす課題

③また､昨年１年間をかけて討議策定した「男女平等社会実現基本方針（改訂版）」および「社会的セーフティネット構想」を具体化していくとりくみを強力におしすすめるとともに、さらに内容の充実・豊富化をめざすとりくみを積み上げていく。

６）「解放新聞」主張（2008.05.26- 第 2371 号）「反貧困･反差別、命と生活を守る運動をつ

くりあげていこう」

2　今日の日本社会の特徴をあらわす言葉は、「格差拡大社会」である。大企業やIT関連業界を中心とした一部の富裕層の対極に、多くの貧困層が存在している。それは、総就労人口の3割をこえる1700万人以上の非正規労働者の存在であり、年収200万円未満のワーキングプア（働く貧困層）が1000万人を突破し、生活保護世帯は107万件と過去最高値を数えるにいたっている。さらに、長年頑張って働いてきたにもかかわらず、75歳以上の高齢者は、年金・医療制度の改悪が大きな経済的負担となって、生きることすら圧迫・拒絶されてきている。格差拡大社会とは、非正規労働者を雇用の安全弁として使い捨てる利潤追求構造が生み出したものである。この構造を法制度的に担保したのが労働者派遣法を中心とする労働関係法である。

4　私たちの先達は、「貧乏もまた差別なり」と喝破して、貧困問題の裏に潜む差別の論理を明らかにし、貧乏と差別が不可分の関係であることを指摘してきた。今また、「格差」問題を差別の問題に引き寄せて分析し、解放理論として練りあげ、反貧困・反差別のとりくみを重要な柱にしていくことが部落解放運動に求められている。私たちは、先の第65回全国大会で、この反貧困･反差別の闘いの指針として「社会的セーフティネット構想」（第1次案）を打ち出してきた。「人間の尊厳」を担保する生存権を根底に見据えながら、生活保護制度、年金医療制度、最低賃金制度のあり方について、反貧困の具体的指標として提示したものである。この構想に、教育権の問題を絡めながら、地域の生活現場での反貧困･反差別のとりくみを具体化し、困難を抱える人たちの命と生活を守り抜いていくことが急務である。

5　部落解放運動は、各地域で格差社会がもたらす問題がどのようにあらわれてきているのかを具体的に把握するために、みずからの力でていねいな調査活動と心のかよう相談活動を強化しなければならない。そのなかで、生活や福祉、住宅環境、仕事の問題、教育文化などの分野を中心に、それぞれの地域ごとの運動課題を発掘して、その活動を部落内外問わず拡大していき、近隣地域での困難を抱えている人たちの課題を解決していくために奮闘していくことが大切である。戦前の部落委員会活動の教訓を受け継ぎ、現代版の地域での徹底的な「世話役活動」を展開し、反貧困・反差別の視点から、近隣地域の人たちとの協働によって、命と生活を守るとりくみを地道に繰り広げていこう。このとりくみを基盤にして、人権のまちづくり運動を具体化し、部落解放運動の再生・改革を力強くおしすすめよう。

7）2009年度（第66期）一般運動方針　第Ⅰ部　基調方針

二　部落解放運動の再生に向けた基本課題

3　仕事・生活・教育分野を中心に社会の平等と安心を創り出す課題

「社会的セーフティネット構想」の具体化と実現をめざそう

⑫緊急対策のとりくみと併行しながら、社会的企業の創出を含む地域就労支援運動、隣保館を活用する地域福祉計画の策定や具体化を軸とした地域福祉運動、保護者･地域住民･教師や保育士などが一体となった地域教育運動などを再構築して、人のつながりによるセーフティネットを創り出していくことが肝要である。

⑬このようなとりくみをベースにして、日常生活のなかから社会の平等や安心を実現していく社会的セーフティネットを制度化していくことである。生活保護制度、最低賃金制度、年金医療制度とともに就学支援制度や税金制度なども射程に入れて、「社会的セーフティネット構想（第１次案）」をさらに具体化し、その実現をはかるとりくみを継続していく。

（６）地域福祉

１）2002 年部落解放同盟第 59 回全国大会／一般運動方針基調

三　21 世紀を人権の世紀とするための今大会の意義と任務

６　「人権のまちづくり」の積極的な推進を

⑩とりくみは、その部落の具体的な実態の改善や部落大衆の個個の要求実現を求めるとりくみを基礎に展開されなければならない。諸般の事情で、条例が制定されていないところでも今後、広範な住民運動を構築していくなかで条例の制定を求めていく必要がある。地域福祉計画の策定が市町村にも義務づけられているが、そのなかに部落差別撤廃・人権確立の視点を盛りこむことを求めていくことも重要である。

２）「解放新聞」主張（2003.01.20 第 2103 号）「『地域福祉計画』策定を機に人権のまちづくりの実践を」

１　各地で「まちづくり」の論議が始まりだした。そんななか「地域福祉計画」が注目されている。計画は義務ではないものの、2003 年をめどに各自治体が策定することが求められたもので、われわれは一昨年からこの計画に焦点を当てた一連のとりくみを模索してきた。大阪でのモデル事業の展開など創造あるとりくみも各地から聞こえるようになってきたものの、全体として「これから」の感は否めない。2002 年末のコーディネーター養成講座の開催は、全国研究集会の主要なテーマであった「誰が旗振りをするのか？」にたいする本部としての決意でもあった。いうならば今年は「学ぶ」から「実践」への舵を切る勝負の年でもあることを確認しよう。

画一的モデルで地域の個性や特性を生かし切れなかったこれまでの同和対策でのまちづくりから、校区を想定した地域のまちづくりに部落をしっかりと位置づけ、地域らしさや住民参加を試行できる意味でもこの計画づくりは意義深いものといえる。本年度以降、策定は急速にすすむであろう。問題はこの地域福祉計画が 21 世紀の福祉政策を方向づけることは間違いないが、そのなかに部落問題が位置づけられるかである。地域社会をつくっていく住民運動としての共同闘争の視点が必要である。とりくみは地域生活のなかで差別の問題を浮上させることになる。地域での差別、疎外の困難さをともなうが、部落解放運動として重要な意味をもつことは明らかである。各自治体ですすみ出している「支援計画策定」や「計画」そのものへの部落差別解決の仕組みを位置づけることは当面する最大のテーマであり、委員の選出や住民参加のあり方など行政交渉を強める必要がある。国の「ガイドライン」は、「この計画の策定の課程そのものが地域福祉の実践である」と明記した。どんな計画ができたのかと合わせて、「どんな課程でできたのか」がある意味で地域福祉計画の神髄である。住民参加の手法についてしっかりと行政や社協に提案すると同時に、われわれ自身も地域福祉の理念をもち、これまでの「地域」のもつ閉鎖性や差別性を乗り越え、

新たな「地域」のつながりの再構築のためのテーブルづくりを、部落の側から発信することが求められている。自治会や校区の福祉委員会などと協働し、まちの財産や夢を語ることで、「住みつづけたい」「このまちに生まれてよかった」と思える「まち」への思いをかたちづくり、その協働の作業を通じて差別の壁を乗り越える相互のアプローチが生まれることに期待したい。「部落があってくれたから」と思える豊かな関係の構築の一歩をこの「計画づくり」に見出そう。

3　国がこれに先だって示した「社会的援護を必要とする人びとにたいする社会福祉のあり方検討会報告書」（2000 年 12 月）は、「これからの社会福祉はつながりそのものを生み出すものでなければならない」と提起した。まさにこれからの福祉は、特定の「かわいそうな人だけの問題だけでなく、新しい「自治の創造」をはじめとした、「つながりとまちづくり」のなかで実を結ぶ。いうなれば「福祉で人権のまちづくり」である。

3）2004 年部落解放同盟第 61 回全国大会／一般運動方針基調

三　今大会の意義と任務

1　部落解放運動の総合的展開と今年度の重点課題

⑤今年度の重点課題を提起する。地域福祉と地域就労・起業支援をおしすすめ、生活と仕事を守る課題である。

5　「人権のまちづくり」運動を地域に根づかせる闘い

④これからの部落解放運動にとって主要な課題である福祉・教育・仕事の分野を軸にして、「人権のまちづくり」を周辺住民との協働のとりくみですすめていくことが必要である。2000 年に改正された「社会福祉法」で「地域福祉計画」策定が法文化され、2003 年 4 月から都道府県･市町村で策定作業が始まっている「地域福祉計画」や 2000 年に制定された「人権教育・啓発推進法」にもとづく各自治体での「基本計画・行動計画」の策定・具体化を通じて、これらを活用しながらそれぞれの地域的特色を生かした「人権のまちづくり」構想を練りあげていく必要がある。

7　地域福祉と地域就労・起業支援をおしすすめ、生活と仕事を守る闘い

②小泉政権の肝いりの「３大改革（高速道･年金･三位一体）」の名のもとで、福祉や人権教育関係予算の切り捨てと地方自治体への財政しわ寄せが進行しており、「人権の福祉」で基礎構造改革をおこなおうとした福祉行政や人権教育行政などの推進が困難な事態になろうとしている。

（7）隣保館

1）2003 年部落解放同盟第 60 回全国大会／一般運動方針基調

三　部落解放運動の新たな総合的展開をめざす今大会の意義と任務

7　大胆な組織改革・財源確立・人材育成への組織建設の闘い

③新たな「隣保館運営設置要綱」をふまえた「隣保館活用のあり方」をはじめ地域内公的施設（隣保館を含め全国約 3100 施設）の活用方策の確立に向け、差別撤廃･人権確立のための地域内外に開かれた施設としての性格づけを明確にし、社会性のある運営・活用をしていく。各種指導員･相談員のあり方についての現状点検の実施と改革方針を厳守する。

2）「解放新聞」主張（2004.08.30- 第 2183 号）「隣保館運動の活性化を各地ではかっていこ

う」

1　社会福祉法の改正で「隣保事業」は、その目的とする部落差別解消のための部落と部落外の双方からの地域活動として、また「隣保館」は部落問題解決の「公的責任」と「住民参加」の促進という二つの側面からなるコミュニティセンターとして、新たな発展を期すことになった。この期待に応えるため、「配食サービス」の展開や、諸制度を活用した安否確認事業・生きがい教室の展開、NPO 法人と連携事業の模索など、いくつかの隣保館で地域と協働した創造的な実践が始まりだした。しかし一方で、先の厚生労働省調査によると、継続的相談援助事業や隣保館デイサービスなど、隣保館の新たな役割を模索する制度の活用は全体の２割程度にしかすぎず、館による強弱がみられるのも事実である。また多くの自治体では、地域福祉計画の策定などにあたり、隣保館を正しく位置づけた検討をいまだおこなっていないし、市町村合併の流れのなかで、隣保館の規模や予算が大きく縮小される危惧も報告される。地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、ひらかれたコミュニティセンターとして、地区住民にとどまらない、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための事業を総合的に実施し、「福祉と人権のまちづくり」の核としての隣保館の役割と期待は重大であり、その活性化は急務の課題である。

2　厚生労働省の「隣保館モデル事業」の実施要項が示された。「社会的資源としての隣保館の活性化をはかり、必要かつ先駆的なモデルを創る」ことを目的に、３年を超えない範囲で、約 30 か所での実施が予定されている。中央生活対策部はこの事業の実施にあたり、「四つの視点と 13 の例示事業（中央通達 61086）」を示し、内容を豊富化すると同時に、実施隣保館を支援するための「プロジェクトチーム」を創って対応することを決めた。もとより、部落解放同盟の交渉を通じて実現した事業であり、たんに行政レベルのモデル事業とするのではなく、積極的な関与と活用が望まれる。今後、隣保館は地域福祉に不可欠なポジションを得ることで発展させられなければならないし、社会福祉協議会を通じた地域福祉への住民参加の促進には、同和地区住民を、福祉を「受ける対象」だけでなく、「担う対象」として発展させていくことを、多様な事業を活用してとりくむ必要があり、そのための隣保館を核とした新たな「公」の創造が欠かせない。すなわち、部落差別を解消し、部落民が共生し、多様性を認め合いながら生きていくことを支援する新たな「公」を、「同和」行政のテーマとして本格的に検討することが求められているのであり、そのキーワードは「隣保館」である。

3）「解放新聞」主張（2005.01.24- 第 2203 号）「『三位一体改革』『指定管理者制度』をどうとらえ闘うのか」

4　住民サービスの向上と管理経費の削減を目的に「指定管理者制度」の導入がすすめられようとしている。当然、部落内公的施設についても「指定管理者制度」の導入についての論議が迫ってきており、対応が求められている。本部としては、まず第１に、公的施設での「直営」方式と「指定管理者」方式への適用の判断根拠を明確にさせ、部落内公的施設への対応姿勢を明確にさせることである。単なるコスト削減という行政の都合で隣保館などの部落内公的施設が民間委託されることは当然反対であり、歴史的経過からみても部落問題解決の行政責任という立場から、隣保館などは運営されなければならないことは

当然である。あらためて、わが方の基本的な闘いの方向については、隣保館設置運営要綱に掲げてある「隣保館は、市町村が設置し、運営する」という基本方針を堅持するため、当該行政とそのことを確認し、行政責任が後退しないよう求める。新制度導入のもとで、部落内公的施設の「これまでの成果を今後の同和行政・人権行政に引き継ぐ」ための対応を明確にさせる。それは､「指定管理者制度」の部落内公的施設への適用の判断根拠と施設の目的を確認し､「これまでの成果を今後の同和行政･人権行政に引き継ぐ」という行政責任と方針を確認したうえでの具体的対応を求めることである。

5　部落内公的施設に「指定管理者制度」を導入する場合、その設置目的・設置条例など、あらためて「公的責任」を明らかにすることである。「指定管理者制度」導入により、公的施設の設置条例が改悪されないよう積極的な関与をして、部落解放・人権の視点に立脚した条例として維持・発展させていくことである。とりわけ、部落内の公的施設の指定管理者への移行については、施設の「設置条例」の目的に〝同和問題の解決に資する〟との設立趣旨、さらには歴史的・社会的に果たしてきた役割をふまえ、民間委託による条例の改正についても今後ともこの目的を継承･発展させていくことを求めていく。「指定管理者制度」の動向を見極めながら、われわれの側からの「受け皿」つくりへの具体的な準備を開始することである。委託の方向が出てきた場合の対応について、安易に妥協し、行政責任を棚上げにされたまま、隣保館の管理運営を民間に簡単に委ねられる可能性もあり、慎重を期した対応が必要といえる。当該行政の部落問題解決の責任をしっかりと担保させ、なお隣保館などで、新たな住民サービスの展開ができることなどを、地元と合意することがなにより重要である。中央本部も「指定管理者制度に関わる検討プロジェクトチーム」を発足させ、自らが運営する場合の申請と事業計画のあり方や、業務の具体的範囲、さらには、行政責任の明確化などを明らかにするとともに、全国的に参考となる実践例の紹介などにとりくむこととしたい。すべての都道府県、市町村での行政闘争の展開を訴える。

4）2005 年度（第 62 期）一般運動方針（3）今大会の意義と任務

3　今年度の「6つの重点課題」をやりきろう

⑤隣保館や教育集会所を拠点として、地域福祉運動や地域教育運動、地域就労支援運動などを中核的なとりくみ課題としながら、今日では「ムラ自慢・支部自慢」という特色のある「人権のまちづくり」運動が各地でじょじょに根づいてきている。全国の各地域で、とりくみやすい課題から手がけていって、「人権のまちづくり」運動をさらに拡大していき、他の「男女共同参画社会づくり」や「ユニバーサル社会づくり」､「内外人の平等と共生の社会づくり」など各種の「まちづくり」運動と重複･連動させていくことも重要となってきている。

Ⅳ．考察とまとめ

（1）考察

部落解放同盟の社会福祉･社会保障の考え方は「解放新聞」主張（2010.09.13- 第 2485 号）に集約されている。すなわち「社会参加と就労支援という視点をその基本に据えて制度設計をしていくという方向性」で「現実的な生活・福祉・仕事の課題をどのようにつかみだ

していくか」を探究する姿勢である。隣保館については、「地域の社会的資源としてかちとってきた」と捉え、「廃館や施設目的の変更などという時流に屈することなく、新たな地域福祉運動や就労支援・教育運動の拠点施設として生き残らせていく現実的方途を確認し、実践していくことが喫緊の課題」であるとしている。地域での日常生活課題に密着しつつ、地域就労支援運動・地域福祉運動・地域教育運動を再構築しようとしている。

特別対策が終了して約15年が経過している。特別対策の中で獲得した福祉施策のうち個別給付はその多くが廃止された。物的事業についても、残事業の減少と一般対策化に伴ってその固有性が希薄化しつつある。社会的資源としてかちとってきたと考えている隣保館・解放会館などの公的施設も、施設自体が廃止されたり、公民館・コミュニティセンターへの転用が続いている。しかし、「時流に屈することなく、新たな地域福祉運動や就労支援・教育運動の拠点施設として生き残らせていく現実的方途を確認し、実践していくことが喫緊の課題として突きつけられている」という認識の下、解放運動の一環として福祉運動を続けている。

高齢者福祉に関しては、2008年9月の解放新聞で、介護保険制度の見直し論議など社会保障費を大幅縮小するという方向での福祉をめぐる大きな変化がはじまっていることを指摘するとともに「たんなる反対姿勢からの批判に終始することなく、具体的な実態把握にもとづいた問題解決への積極的な政策提案をおこなうこと」を謳っていることを明らかにしているが、他分野に比し取り上げられる割合が小さい。

児童福祉分野では解放保育運動を進めている。「差別に負けず、差別を見抜き・許さない子どもに育ってほしいという願いから、さまざまなとりくみをすすめてきた」とする。「旧同和保育所だけで解放保育運動をすすめ、差別に怒りをもち、生きる力を積みあげたとしても、差別問題は解決しない」とこれまでの運動の限界も認めている。現在の社会状況については「格差が拡大し、固定化されつつある」と規定し、この現状に対して解放保育が大切にしてきた「人権を大切にする心を育てる保育（教育）」はますます重要であるとしている。一方で、「旧同和保育所だけで解放保育運動をすすめ、差別に怒りをもち、生きる力を積みあげたとしても、差別問題は解決しない」としてこれまでの運動に加えて、対象の拡大を視野に入れている。

障害福祉分野では、2016年施行の「障害者差別解消法」に注目し、これを差別解消のてことしようとしている。とりわけ、「『地域協議会』の設置など、今後の人権救済機関創設につながるものでもあり、政府、自治体にこうしたことを求めていくことが重要である」という点では、障害者差別の解消から部落差別をはじめとするあらゆる解消に発展させていくための具体策として人権救済機関設置を求める運動方針を見て取ることができる。そして、障がい者差別を解消するため身近な自治体の施策に着目し「より障害者の権利を推進する自治体の先進的な条例の制定」を実現することによって、法律を実質化しようとする手法が見られる。これは部落差別解消のための運動手法としてこれまで培ってきた手法の応用であるといえる。

被差別部落が内包する貧困問題への対応から、生活保護・反貧困についての政策を強く打ち出している。近年では「社会的セーフティネット構想」の具体化と実現を目指してい

る。すなわち、「社会的企業の創出を含む地域就労支援運動、隣保館を活用する地域福祉計画の策定や具体化を軸とした地域福祉運動、保護者・地域住民・教師や保育士などが一体となった地域教育運動などを再構築して、人のつながりによるセーフティネットを創り出していく」ことに取り組んでいる。これらは、「日常生活のなかから社会の平等や安心を実現していく社会的セーフティネットを制度化していく」ことにつなげようとしている。

反貧困に関する考え方の背景としては、「貧乏もまた差別なり」として貧困問題の裏に潜む差別の論理を明らかにし、貧乏と差別が不可分の関係であることを指摘してきた歴史がある。そして、格差問題を差別の問題としてとらえ、「解放理論として練りあげ、反貧困・反差別のとりくみを重要な柱にしていくことが部落解放運動に求められている」という認識があるのである。「社会的セーフティネット構想」に、教育権の問題を関連させ「地域の生活現場での反貧困・反差別のとりくみを具体化し、困難を抱える人たちの命と生活を守り抜いていく」ことを柱としている。

地域福祉に関しては、近年、単独では掲げられていない。「2003 年 4 月から都道府県・市町村で策定作業が始まっている『地域福祉計画』や 2000 年に制定された『人権教育・啓発推進法』にもとづく各自治体での「基本計画・行動計画」の策定・具体化を通じて、これらを活用しながらそれぞれの地域的特色を生かした「人権のまちづくり」構想を練りあげていく必要がある」という指摘はあるものの、地域福祉でとりあげられていた内容を個別の福祉分野の中に吸収している。また、隣保館に関する施策と関連させ「行政の部落問題解決の責任をしっかりと担保させ、なお隣保館などで、新たな住民サービスの展開ができることなどを、地元と合意することがなにより重要である」として、隣保館において様々な福祉事業を展開できるように働きかけようとする意図が見られる。

隣保館については、解放運動の拠点でもあり、運動の成果とも位置づけている。今後の重点課題として「まちづくり」の拠点施設として隣保館の積極的な活用を挙げている。

2005 年前後に隣保館に指定管理者制度を導入しようとする動きに対しては、「設置目的・設置条例など、あらためて『公的責任』を明らかにするように求めている。これは、指定管理者制度導入により、公的施設の設置条例が改悪されないよう積極的な関与をして、部落解放・人権の視点に立脚した条例として維持・発展させていくことを念頭においている。

（2）まとめ

部落解放同盟は、2009 年 3 月 4 日に部落解放同盟第 66 回全国大会で採択された部落解放同盟行動指針の中で「協働の地域力による新たな共同体の創出」を謳っている。すなわち、「私たちは、部落内外を横断する地域就労支援運動や地域教育運動、地域福祉運動などの具体的実践のもとに、自助・共助・公助の姿勢を共有する『地域の力』によって、人間を尊敬することを大事にする新たな地域共同体を創出し、誰もが安心・安全に暮らせて未来に希望を持って生きていくことができる日本社会の実現にむけて奮闘する」としている。

社会福祉実践において、部落差別解消を通して新たな地域共同体を創出しようとしていると考えられる。特別対策が終了後の運動の停滞を乗り越え、隣保館・解放会館を地域福祉運動や就労支援・教育運動の拠点に解放運動の一環として福祉運動を続けている。

今回の研究では、部落解放同盟の社会福祉政策を考察することで、環境改善などのハー

ド面と教育の向上や仕事保障、産業の振興といったソフト面の課題を見出すことを行った。近年では高度情報化時代を反映してインターネットを利用した差別扇動が多発している。あらゆる差別を撤廃することができるよう国民一人ひとりの努力と意識が必要である。

また、日本は 1979 年に国際人権規約を批准した。国際人権規約は、差別撤廃を求める国際的な潮流であり、差別の撤廃を最重要課題と位置づけ、法律の整備を含む抜本的な取り組みを各締約国に求めている。

日本でも、なお著しく基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由とを完全に保障されていないということが起こっている。この深刻にして重大な社会問題に対して、解決へ近づけるための一つの方法として、今後もさらに研究を継続していく必要があると感じた。

参考文献

部落解放同盟中央本部ホームページ www.bll.gr.jp/
部落解放同盟中央本部「解放新聞」主張（2000.8.28- 第 1983 号）～（2014.12.15- 第 2695 号）